

## 西海市教育委員会（令和2年第11回定例会）会議録

期 日：令和2年12月24日（木） 午後1時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第11回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

市議会一般質問

元住遺跡試掘現地確認

教育委員会表彰選考委員会

市内高等学校校長との意見交換

第16回戦争と原爆展

校園長会

西海市文化祭

瀬戸ベアーズ杯少年ソフトボール大会

中堅研第2回西海地区実施運営委員会  
教頭会研修会  
令和3年度人事異動に係る2次ヒアリング  
税の作文コンクール表彰式  
大串校区マラソン大会  
辞令交付式

## 5. 議事

日程第1「議案第62号 西海市公民館長の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第62号 西海市公民館長の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページからが名簿になります。今回変更があったのは4ページの23番です。●●●●様が館長をされておりましたが、●●●博様を委嘱するということでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第62号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第62号 西海市公民館長の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第63号 令和2年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」

○教育長

日程第2「議案第63号 令和2年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページからが表彰の調書になりますけれども、功績概要等ございますので、担当課である教育総務課から説明をさせていただきます。

○教育総務課長

まず、西海市教育委員会表彰ですけれども、本年8月の定例教育委員会において、この表彰規則の改正を行っております。その改正の主な内容ですが、西海市の表彰が例年3月に開催され、教育委員会表彰については、これまでは2月に開催をしていたところを1月に開催するという内容の改正をしております。別表や様式等の改正も併せて行ったところでは。

それを受けまして、本年10月6日に各小中学校、あるいは各団体等に推薦の依頼を行い、11月13日に推薦調書の提出については締切りをさせていただいております。今回新たに被表彰者、そして加えるべき方がいるということで、本日、議案の差替えをさせていただいたところでは。

それでは、3ページをお開きください。3ページに表彰調書をまとめております。区分のところに第2号該当というところがありますが、2ページに教育委員会の表彰規則の別表を掲載しております。その第2号該当ということで、教育・文化・スポーツ功労という形の区分表となっております。

3ページにつきましては、スポーツ功労になります。まず、お1人目は●● ●●さんです。この方は昭和56年から39年間、亀岳少年剣道クラブで指導に携わっておられます。2ページのスポーツ功労の中の「多年にわたり体育・スポーツの振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの」というところに該当するというので、候補者として掲載しているところです。同様に●●● ●●さんです。この方は平成10年から亀岳少年ソフトボールクラブの指導に携わるとともに、西彼杵郡少年ソフトボール連盟の副会長なども歴任されているということで、候補者として掲載しているところです。4ページを開いていただければよろしいでしょうか。

次が第3号該当です。文化顕彰、スポーツ顕彰になります。文化顕彰ですが、●● ●●●さんです。今年度の第66回県小・中学校児童生徒美術作品展「子ども県展」の絵画部門において、特別賞の知事賞を受賞されております。次に●● ●●さんです。この方が、令和2年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール中学生の部において、警察庁長官官房審議官賞を受賞されております。これについては全国表彰になりまして、上位から数えて上から5番目の賞であり、全国大会での入賞に値するというので、今回追加させていただいたところでは。

5ページになりますが、第3号該当のスポーツ顕彰になります。まず、●● ●●●さんです。大瀬戸中学校の3年生で、令和2年度に開催されたソフトボール競技大会において優秀な成績を収められております。大会名については資料に記載のとおりです。同じく、●● ●●●さんです。西海中学校の2年生で、この方についても同様の理由になっております。大会名については、資料に記載のとおりです。

次のページをお開きください。次が、第3号該当のスポーツ顕彰になります。これは団体の分になります。大崎高等学校野球部です。今年度で開催された、硬式野球競技の大会において優秀な成績を収められております。県の選手権大会の代替大会、九州地区の高校野球の県予選、そして九州地区の大会、それぞれ優勝されております。同じく、西彼中学校野球部ですが、今年度の軟式野球競技の大会において優秀な成績を収められております。県大会で優勝されて、3月に開催される全国大会に出場ということで聞いております。

なお、今回推薦を受けたうち、2件が選考基準に満たさないということで、選考委員会

の中で、表彰は難しいだろうという決定をさせていただいたところです。以上で、被表彰者の説明を終わりたいと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第63号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第63号 令和2年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第64号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第3「議案第64号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

見開きまして2ページですが、このページは12月の市議会に提出した条例改正議案の写しとなります。12月10日に原案可決された条例案で、崎戸温水プールの項などを削るという条例改正案でございます。3ページが規則改正案となります。4ページから新旧対照表がございますので、そちらで具体的にご説明したいと思います。まず4ページでございますけれども、こちらの表に施設名、利用期間とございますけれども、西海市崎戸温水プールの利用期間が記載されている部分について削除ということです。それから5ページの利用時間においても、西海市崎戸温水プールの部分を削除ということでございます。この規則は令和3年1月1日から施行するということです。

7ページが改正のポイントとなっておりますけれども、先ほどから提案理由として申し上げております通り、崎戸温水プールの廃止に伴って改正を行います。今後、跡地については、有効活用を図ろうと考えております。周辺の土地を含めて公募を行い、事業者を募る予定としております。ポイント3ですが、基本的には売却という方向で考えております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第64号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

7ページのポイント2のところですね。周辺の土地を含めて公募を行い、事業者を募る計画となっております。前回の定例会で北島委員の質問に対して、ダイヤソルトの名前が出

て、もう具体的に話が進んでいるようなご答弁だったと思います。個人的に事情を知らせていただくのは非常にありがたいのですが、ポイント2にあるように公募をするなら、議事録で公開されると問題が出てくるんじゃないかなと思っております。もしそうだったら、対処していただければと思います。

○教育次長

はい、こちらについてはダイヤソルトさんと話をしていることを前回ご説明したところですが、ただ、方法論としまして、公平を期すために公募の形をとらせていただきます。ホテル咲き都も民間が運営しておりますが、その時も公募の形をとらせていただいて、結果的に今の事業者さんが運営されています。他部署とも相談し、そういった形の方がいいだろうという判断をしているところです。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第64号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第65号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の制定について」

○教育長

日程第4「議案第65号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから運用規程案となります。概要をご説明させていただきたいと思います。第1条で趣旨として、犯罪防止、事故防止のために設置するという趣旨を謳っております。

第2条の設置場所等でございますが、第3項で当該教育施設の事務室に防犯カメラのモニター等は設置をしております。カメラ自体は当然玄関先とか、そういったところを選定して設置するというところでございます。

第3条に管理運用体制及び責務ということで、学校等の場合は、当該学校の校長先生を管理運用責任者としております。それから第4項の取扱担当者につきましては、施設の事務担当職員ということで設定をしております。

第4条におきましては画像の管理です。これは西海市の個人情報保護条例に従って適正に取り扱うという規定をしております。

それから第5条については、画像の閲覧及び提供の制限等、第6条は保守点検について、第7条は苦情の処理について、ということで設定をしております。4ページの終わりから5ページに附則で令和3年3月末で大島幼稚園の部分を削除するとしております。これは、大島幼稚園が4月1日から認定こども園になりますので、3月まで設定をして、それ以降はこども課が所管して、そちらの運用規定により運用するという流れになっております。

6ページ、7ページは様式となっております。8ページに新旧対照表となっておりますが、これは先ほど申し上げました大島幼稚園の名称を削除するという部分についての新旧対照表ということになります。

9ページのポイントの中でご説明しますが、ポイント2のところ、設置する施設については、西海市の全小中学校及び大島幼稚園の18施設というところです。ポイント3の防犯カメラシステムの整備内容でございますけれども、基本的に液晶ディスプレイが1つ、レコーダーが1つ、カメラは西彼北小、大瀬戸小、江島小中、平島小中以外は2台です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第65号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

第5条の第1項第2号の法令に基づく場合というのが、提供する場合ということになるのですが、法令というと法律、政令、条例、通知など様々ですが、こういったところを想定されているのか教えていただければと思います。

○教育総務課長

こういった内容の想定をされているのかということなんですけれども、実際、市長部局においても、こういった防犯カメラシステムを運用しているところがあります。その設置をしている部局でもですね、そういった事例というのは、今のところ無いというところではあります。ただ、犯罪に関わるような形の部分については想定がされるのかなというところなんです。ですから、具体的には書けないような形になっておりますので、今のところ広く、法令に基づく場合という規定をさせていただいているところです。

○北島委員

やっぱり個人情報とか画像に関しては、ものすごくナーバスな問題だと思うんですね。法令となるとほんとに幅広くなってしまいます。第3号に書いてあるような、犯罪も含めたところでの人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合とありますが、その場合に法令に基づいてとか、そういう形を文言にさせていただくと非常に対象が分かりやすくなるんですね。法令でも民法から全部絡みますからね。刑法と民法も全く違うじゃないですか。やはりそういった意味では、その想定をしっかりとやっていただくことが、子どもたちを守る、人権を守るということにも通じていくと思いますので、そこはきちんと議論すべきかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長

はい、ありがとうございます。第5条に、画像の閲覧及び提供の制限等という規定を設けておりますが、その前段として、第4条にですね、画像の管理という規定を設けておまして、西海市の個人情報保護条例の趣旨に沿って適切に取り扱わなければいけないという大前提を設定させていただいております。ただ、北島委員さんがおっしゃられる内容に

については十分理解ができるところがありますので、具体的な運用に当たっては、今後も研究をしていきたいと思っております。

○北島委員

あえて言っているんです。つまり上位法があるんですよ。条例よりも上位法があるので、民法に沿ってこれを提供してくださってなった時に、もちろん条例に照らしてということにはなるかもしれませんが、そういう意味では、第3号以外は基本的に出さないということでもんね。だけど、民法上こうなっていますよとなれば、法令に沿って出すとなってくるから、私はそこをちょっと危惧しているというところなんです。ぜひ、法律の運用についてはしっかりと法的な解釈をもって対応していただければと思っています。改めて今後の研究ということで、意見を残しておいていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育総務課長

はい。ありがとうございます。北島委員がおっしゃるような形の研究をですね、今後さらにさせていただきたいと思っております。

○教育次長

今、北島委員さんから貴重なご意見いただきました。この防犯カメラシステムはですね、市長部局も含めまして、全体的に取り付けようという流れがありまして、学校等にも併せてというところがございます。市長部局とも協調しながら、今言ったようなところを踏まえまして、進めていきたいというふうに思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第65号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第66号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第5「議案第66号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが、事業計画の一覧でございます。この事業につきましては、12月補正予算計上の事業として、前回の11月の定例教育委員会で報告させていただいたところでございま

すが、大型事業ということで、改めて報告をいたします。

まず、教育総務課所管分でございますけれども、崎戸小学校屋内運動場解体事業でございます。これは台風被害によって甚大な損害を受けた崎戸小学校屋内運動場を解体するという事業で、事業期間として令和2年11月から令和3年の6月までを予定しております。内容については解体工事というところでございます。それから、公立学校施設災害復旧事業です。これは平島中学校屋内運動場です。こちらにも窓ガラスですね、窓枠も含めて台風被害を受けまして、これも事業期間として令和2年11月から令和3年6月までを予定しております。窓の建具の改修工事が主な工事でございます。

それから社会教育課所管分としまして、大瀬戸総合運動公園施設等整備事業です。施設名として大瀬戸総合運動公園体育館、事業期間として令和2年11月から令和3年5月までを予定しております。特に台風被害を受けた屋上の防水ですね、そういった改修工事が主なものでございます。それから、社会教育施設災害復旧事業です。これは崎戸中央公民館です。事業期間として令和2年11月から令和3年6月までということで、こちらにも台風被害を受けた屋上防水の復旧工事と2階の大会議室の天井等の復旧工事というところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第66号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第66号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「報告第13号 令和元年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」

○教育長

日程第6「報告第13号 令和元年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページ、3ページが総括表になっております。2ページが令和元年度の決算、3ページは平成30年度と令和元年度の決算の比較表になっております。この令和元年度の決算審査については本来9月の議会中に審査されるものですが、台風被害の対応が優先されまして、議会の判断で10月下旬に予算決算常任委員会が開かれたため、約1か月遅れで審査されたというところでございます。その後12月議会の招集日初日に予算決算常任委員会での原案のとおり認定されまして、承認を受けたというところでございます。



内容を簡潔に説明いたしますが、教育費の教育総務費から保健体育費まで、当初の予算額としましては1,728,908千円でした。そして補正予算等ありまして、最終的には2,292,695千円の予算額となっております。支出済額は1,887,334,240円です。繰越額を除いた執行率が91%というところでございます。

平成30年年度の最終的な予算額は2,416,869千円、支出済額が1,983,344,967円、支出済額の増減額の比較が右から2番目にあります。⑥－②というところの1番下でございますが、マイナス96,010,727円です。各項目には大きな増減がございますが、各年度における項が取り組んだ工事によって、工事費に大きな差が出ております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第13号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第13号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「報告第13号 令和元年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

## 6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：2月3日（水）午後1時30分～

## 7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後2時40分閉会）